

令和8年度高齢者生きがいづくり・生活支援活動人材育成等事業業務基本仕様書

1 目的

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を継続できるよう支援するため、高齢者の生きがいづくり・生活支援活動に参加する担い手を育成する講座を開催するとともに、生活支援コーディネーター等の資質向上や担当地域での活動の充実を図ることを目的する。

2 委託期間

委託契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 委託業務内容

- (1) 研修などの企画及び実施
- (2) 研修受講者等への周知・募集
- (3) 講師等の選定・依頼
- (4) 講座資料の作成・配布
- (5) 県への報告（受講者名簿、実施計画書及び事業実績書）
- (6) 上記のほか、本事業の目的を達成するために必要な業務

4 研修等の内容

研修の概要は別記「高齢者生きがいづくり・生活支援活動人材育成等研修概要」のとおりとするが、事前に研修内容、講師、講義時間等を記載した実施計画書（任意様式）を提出すること。

なお、事業実施の詳細については、別途県と協議すること。

5 県への報告等

- (1) 受託者から県に対する報告等

受託者は、研修開始前に、研修内容、講師、講義時間等を記載した事業計画書（任意様式）を作成し県に提出すること。また、事業完了後は速やかに完了報告書及び事業実績書を県に提出するものとする。

- (2) 県による実施状況の把握等

県は必要に応じて、受託者に対し、研修の実施状況について報告を求め、実施状況を把握するために立入検査を実施し、適当でない事項については、改善指導を行うことがある。

6 留意事項

- (1) 本業務で実施する講座・研修に係る受講料は無料とする。
- (2) 講座・研修日程は、受講生、講師等の利便性を考慮し適切に設定すること。
- (3) 受講生に対し、中立・公平な立場で研修を実施すること。
- (4) 受託者は、個人情報取扱事務に従事している者に対し、当該個人情報の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行うこと。当該職員の退職後にあっても同様とする。
- (5) 受託者は、業務従事者を雇用する際は、労働基準法等の労働関係法令を遵守すること。
- (6) 本業務の実施にあたって、不明確な点や改善の必要があると認めた場合は、県と協議を行うこと。

令和8年度高齢者生きがいづくり・生活支援活動人材育成等研修概要

1 地域支え合い講座

○ 内容

高齢社会の現状、地域支え合い活動及び生きがいづくり・生活支援活動の必要性等について学び、理解を進める入門講座を開催する。

地域支え合い講座

- ① 開催場所 県内 1 地域
- ② 開催方法 令和 8 年 12 月 28 日までに開催（3 時間程度）
- ③ 受講対象 市町村職員及び市町村が配置する生活支援コーディネーター等、
高齢社会の生きがいづくりや地域の支え合い活動に关心のある一般県民
- ④ 受講定員 150 名程度

2 生活支援コーディネータースキルアップ研修

○ 内容

地域での課題抽出と課題解決を目的とした会議の企画やファシリテーション能力の向上に資する研修会を開催する。

(1) 生活支援体制整備基礎研修

- ① 開催場所 県内 1 地域
- ② 開催方法 令和 8 年 12 月 28 日までに 1 回開催（3 時間程度）
- ③ 受講対象 概ね業務経験 2 年以下の生活支援コーディネーター（予定者を含む）及び
市町村職員等
- ④ 受講定員 30 名程度

(2) 生活支援体制整備テーマ型研修

- ① 開催場所 山形市又はその周辺市町
- ② 開催方法 令和 9 年 3 月 31 日までに 6 回程度開催（3 時間程度）
- ③ 受講対象 生活支援コーディネーター及び市町村職員等
- ④ 受講定員 各回 60 名程度

3 フォローアップ研修

(1) 内容

自らの地域で取り組んできた活動の振り返りや課題の把握を行い、今後の生活支援基盤整備に向けた取組の推進を図る研修会を開催する。

(2) 開催場所 県内 2 地域程度

(3) 開催方法 令和 9 年 3 月 31 日までに 1 回程度実施（3 時間程度）

(4) 受講対象 生活支援コーディネーター（予定者を含む）及び市町村職員等

(5) 受講定員 60 名程度

4 その他

- ・ 1～2については、オンライン形式による開催も可とする。
- ・ 3については、対面形式とオンライン形式の併用による開催も可とする。